

職員の管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則をここに公布する。

令和5年2月28日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺 正和

岩手県人事委員会規則第14号

職員の管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第3項並びに職員の定年等に関する条例（昭和59年岩手県条例第5号。以下「条例」という。）第5条、第7条及び第12条の規定に基づき、職員の管理監督職勤務上限年齢（条例第6条に規定する管理監督職勤務上限年齢をいう。以下同じ。）による降任等に関し必要な事項を定めるものとする。

(人事委員会規則で定める職)

第2条 条例第5条第2号の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 次に掲げる職員が占める職であつて、条例第5条第1号に掲げる職に該当しないもの

ア 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第5条第1項第1号に規定する行政職給料表又は市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）第6条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（職務の級が6級である職員であつて人事委員会が定めるものを除く。）

イ 給与条例第5条第1項第3号アに規定する教育職給料表(1)、同号イに規定する教育職給料表(2)又は給与等条例第6条第1項第2号に規定する教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が特2級であるもの及びその職務の級が3級以上であるもの

ウ 給与条例第5条第1項第4号に規定する研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの

エ 給与条例第5条第1項第5号イに規定する医療職給料表(2)又は同号ウに規定する医療職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの

(2) 条例第5条第1号に掲げる職又は前号に掲げる職に相当する職として人事委員会が定める職

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第3条 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この項において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職（条例第5条に規定する管理監督職をいう。以下同じ。）以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。

(3) 当該職員について条例第7条第1項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）について他の職への降任等をする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。

2 条例第7条第2項において同条第1項の規定を準用する場合における前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

各号列記以外の部分	第7条第1項	第7条第2項において読み替えて準用する同条第
-----------	--------	------------------------

		1 項
第 1 号	職員	特定地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の2第1項に規定する特定地方警務官をいう。以下同じ。）
	降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この項において「降任等」という。）	同法第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）
	降任等を	特定任命を
第 2 号	職員	特定地方警務官
	降任等	特定任命
第 3 号	当該職員	当該特定地方警務官
	条例第7条第1項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）	特定任命
	職員（	特定地方警務官（
	上位職職員	上位職特定地方警務官
	他の職への降任等を	特定任命を
	降任等をした	特定任命をした
	に降任等	に特定任命

（異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合）

第4条 条例第8条第1項又は第2項の規定に基づき同条第1項に規定する異動期間（以下「異動期間」という。）が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

（特定管理監督職群を構成する管理監督職）

第5条 法第28条の5第3項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職とする。

- (1) 校長の特定管理監督職群 県立学校及び市町村立学校の校長の職
  - (2) 副校長の特定管理監督職群 県立学校及び市町村立学校の副校長の職
- （条例第8条第3項又は第4項の規定に基づく任用）

第6条 条例第8条第3項又は第4項の規定に基づき同条第3項に規定する特定管理監督職群（以下「特定管理監督職群」という。）に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任するかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。

（延長した異動期間の期限の繰上げ）

第7条 任命権者は、条例第8条第1項又は第2項の規定に基づき異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、あらかじめ当該職員の同意を得て、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意等）

第8条 任命権者は、条例第9条及び前条の職員の同意は、書面によって得るものとする。

2 任命権者は、条例第8条第2項又は第4項の規定に基づき異動期間の延長について人事委員会の承認を得ようとする場合は、人事委員会が別に定める申請書により行うものとする。この場合において、当該申請書には、前項の職員の同意を得たことを証

する書面を添付するものとする。

(辞令書の交付)

第9条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、職員にその旨を明示した辞令書を交付しなければならない。ただし、辞令書の交付によらないことを適当と認める場合は、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

(1) 他の職への降任等をする場合

(2) 条例第8条の規定に基づき異動期間を延長する場合

(3) 異動期間の期限を繰り上げる場合

(4) 条例第8条の規定に基づき異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合

(報告)

第10条 任命権者は、毎年6月末日までに、前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第8条の規定に基づき異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を人事委員会に報告しなければならない。

(補則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。